

25企法指第35号

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本芳之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成25年 9月 5日

昭島市長 北川穰一

記

諮問第47号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮詢問

諮詢第47号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮詢する。

公金の口座支払に係る指定金融機関への口座支払情報の提供について

物品購入代金、工事請負費、各種手当等の公金の債権者への支払を金融機関口座に振り込む方法により行うことについては、債権者の口座番号、口座名義等の情報(以下「口座支払情報」といいます。)をあらかじめ指定金融機関に提供する必要があります。

現在、口座支払情報は磁気ディスクに記録し、指定金融機関に手渡しで提供しています。そのため、支払までに日数を要し、また磁気ディスクの紛失など情報管理の安全性が懸念されています。

そこで、支払事務の迅速化・効率化を図るとともに、情報管理の安全性を高めるため、指定金融機関と電気通信回線で結合された電子計算機を会計課に設置し、支払事務ごとに作成した口座支払情報の送信を行いたいと考えています。このことが条例第14条第2項本文の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供」に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

電気通信回線を通じて指定金融機関に提供する口座支払情報、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

(1) 提供する口座支払情報

- ①口座番号
- ②口座名義(半角カナ)
- ③金融機関コード
- ④金融機関名(半角カナ)
- ⑤支店コード
- ⑥支店名(半角カナ)
- ⑦振込金額

(2) 使用する電気通信回線

ISDN回線

(3) 提供開始時期

平成25年10月1日（予定）

(4) 提供頻度

隨時

なお、以下の措置を講じ、セキュリティ対策に万全を期します。

- (1) 口座支払情報を送信する電子計算機は、専用端末として設置する。
- (2) 電気通信回線の接続先として、指定金融機関のみを専用端末に登録する。当該登録については、会計課長が管理する。
- (3) 専用端末は、他の電気通信回線及び府内LANとは接続せず、専用端末では口座支払情報の送信以外の事務を行わない。
- (4) 口座支払情報の送信には、担当者ごとに設定したパスワードを必要とし、操作履歴を保存する。

平成25年 9月30日

昭島市長
北川穰一殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本芳之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成25年9月5日付け25企法指第35号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第47号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

答 申

諮問第 47 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

公金の債権者へ口座支払を行うに当たって、債権者の口座番号、口座名義等の情報を電気通信回線を通じて指定金融機関に提供することについては、事務の迅速化・効率化及び情報管理の安全性を高めるうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、最大限の注意を払っていただきたい。